

事業計画書

(平成30年度)

社会福祉法人 聖静学園

平成30年度 社会福祉法人 聖静学園 事業計画

理念

社会福祉法人聖静学園は、利用者一人ひとりの社会人としての尊厳の保持と発達の保障を基本として、利用者が健康で豊かな生活を送れるように、また、安心して、安定して、安全に地域で生活できるように、利用者主体のサービスの提供に努力します。

そのためには、一人ひとりの障がいを個性として捉え、一人ひとりの障がいの特性を理解すると共に一人ひとりの障がいに応じ、人権に配慮して、以下の施設を運営し事業を展開します。

施設の運営

- ①障害者支援施設 施設入所支援・生活介護「石山センター」(定員 30名)

事業の展開

- ①生活介護事業 生活介護事業所「いしやま」 (定員 38名)
②共同生活援助事業 グループホーム「るあーな」 (定員 7名)
③短期入所事業 障害者支援施設「石山センター」(定員 2名)
④居宅介護事業 居宅介護事業所「フルネス」

事業計画骨子

平成30年度は、平成28年の障害者総合支援法改正の全面施行、障害福祉サービス報酬改定、障害者基本計画の改定、障害福祉計画の改定と、これから先の障害福祉政策の動向の方向性が打ち出される年となる。

また、社会福祉全体を見渡すと「地域共生社会」構想など、21世紀型社会福祉構築へ向けての本格的な動きが始まる年であり、障害福祉だけでなく、福祉全体に視野を向けておくことが、事業経営者には求められている。

当法人も将来的にどの方向に法人の舵を取っていくのか、様々な動向を見据え、経営面も含めた事業展開に関して検討を重ね、当法人の将来的なビジョンを創造していかなければならず、先ず、H30年度はそのための第一歩を踏み出すこととし、同時に、それに向けた足固めを勧めていくこととする。

以下を平成30年度の取り組みの重点項目とする。

- ①持続可能な法人運営に向けて
- ②法人の社会的な使命、役割の促進に向けて
- ③労働環境や就労条件の改善に向けて
- ④人材確保、育成、定着に向けて
- ⑤利用者本位、質の高いサービスの提供に向けて
- ⑥利用者の安全と安心の保障に向けて

1. 法人本部

(1) はじめに

平成30年度は、社会福祉法人聖静学園の設立から35年目、石山センター開設から34年目を迎える。

この間、行政や地域社会のニーズに応え、小規模ながら入所1施設に加え4事業を展開するに至っている。

今後も求められる役割について応えていく姿勢に変わらない。

特にH30年度は、社会福祉法の改正より二年目を迎え、特に、地域における公益的な取組を実施する責務に対して、当法人におけるこれまでの実践を洗い出し、地域における公益的な取組に該当するものを積極的に発信し実施していくこととする。

また、社会情勢の変化に呼応した事業の展開をさらに推進していく。

(2) 事業計画

①法人改革

社会福祉法の改正にともない、今後の法人を代表する理事長の役割と責任を鑑み、日々、法人本部及び各事業とより近い距離が求め、これを実現するために、H29年7月より理事長の勤務形態を常勤とし、規程等の整備をおこなっている。

今後も必要に応じて法人改革を進めていく。

②法人の未来・今後のあり方の検討

法人は利用者にとって、また職員にとって、広くは地域社会にとって、将来に渡り持続可能な法人運営が求められ、事業の継続・安定的なサービスの提供を続けていかなければならないと考える。

そのためには、目の前にある入所施設の老朽化問題にとどまらず、公益性を前提とし、将来的にどの方向に法人の舵を取って行くのか、経営面も含めた事業展開に関して検討を重ね、当法人の将来的なビジョンを創造していかなければならず、先ず、H30年度はそのための第一歩を踏み出すこととする。

③公益的な取組の推進

現在、地域との交流として、地域主催の行事等への参加協力や地域に対するサービスの提供、地域のボランティアの受け入れ、学校の福祉教育に対する教育等を行っており、地域における公共的な活動の取り組みとして、利用者家族への相談支援やボランティア・福祉人材の育成活動等を行っている。

今後は、当法人におけるこれまでの実践を洗い出し、そのノウハウや経験・専門人材や施設設備を活かし、地域における公益的な取り組みに該当するものを積極的に発信し実施していくこととする。

④組織改革

H29年度は現在のサービス状況ならびに先を見据えたサービスとそれにと
もなう人材の配置と育成の視点から、大きな再編成を実施し、組織構造にお
ける機能分化と階層分化を明確にしている。

全体としての組織目的を遂行し、その効果性を高めることができ、組織と
しての活性化が見られ非常に良い結果が現れている。

H30年度においてはそれをさらに進める形で、支援課に関して現在、入所
支援課と地域支援課に分かれているものを、各事業所における利用者に対す
るサービス・支援や職員の業務・勤務等を中立・公平的ならびに総括的に企
画・調整するために新たに独立した課として企画・調整課を設置する。

また、職員研修の企画・調整や短期入所・特別支援学校の実習・福祉系学
校等の実習の調整、将来的に開設予定である相談支援事業所をこの課に属さ
せる。

⑤働き方改革への着手

利用者の満足の高さがサービスの提供者である職員の満足にミラー（鏡）
効果をもたらし、さらにそれが反射して利用者の満足度を高める関係、つま
り利用者と職員の満足は強い相関性や影響があるという、サティスファクシ
ョンミラーの考え方にに基づき、利用者が満足した場合、職員も満足でき、そ
のため、職員が良い職務環境において仕事をし、自分の仕事観が満たされて
いる場合は利用者にもプラスの影響を与えるが、逆の場合はマイナスの影響
も与えてしまい、さらに、それは最終的に職員、利用者の満足感にもつなが
っていくことを踏まえ、職員の労働環境や就労条件に目を向け、現状を把握・
整理し、より良い環境作りに向け取り組んでいく。

同時に、利用者の健やかな生活の実現を実践するためには、サービスを提
供する職員の健やかな生活の実現も大切であり、ワーク・ライフ・バランス
を積極的に推進していくことを念頭に置き、できるところから取り組んでい
くこととする。

⑥人材の確保

新規の職員採用については、困難さは今も継続しており、慢性的な職員不
足に陥っており、この状況は今後も変わらないものと思われる。

H29年度は今までの求人方法ならびに求人内容等を再考し、管理職が中心
となり、より積極的に従来の各種学校に加えて、新たにヘルパー養成校への
直接訪問による求人活動を繰り返し、新規採用者の獲得を目指した結果、H30
年度は3名の採用となっている。

また、マイクロバス運転者（中型免許）の確保が必要となり、福祉関係と
は別業種の定年退職者をH30年度は1名採用しており、今後も必要な専門性
を外部から求める方法を視野に入れていく。

引き続き、職員の定着率向上に向けた取り組みや福利厚生面の充実にも取

り組んでいく。

⑦人材の育成

施設職員には常にその社会的使命に沿って専門技術者としての成長が求められる。そのために施設外研修の機会に加え、H30年度も施設内における研修を充実させる。

従来のテーマ別研修・新規採用職員研修に加え、新たにH29年度に実施した実践発表会・施設外研修報告会・キャリア別研修会及び抄読会を、社会福祉士有資格者が中心となりH30年度も取り組んでいく。

また、テーマ別研修として外部より講師を招き救急救命講習を実施する予定である。

さらに、各種委員会やミーティング、会議等の活性化を促していく。

⑧職員のメンタルヘルス対策

職員のメンタルヘルス対策としてストレスチェックを導入し、定期的に職員のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルスの不調リスクを低減させるとともに、検査結果を集团的に分析し、職場環境の改善につなげることに取り組む。

H29年度に実施できなかったストレスチェックを、H30年度はプロジェクトチームを作り取り組んでいく。

また、各部所において定期的に責任者による個別面談を通じたスーパービジョンを実施し、個々人の多角的な面における状態を把握するとともにそれに対するサポートを行っていく。

⑨人事考課制度

人事考課制度の導入に関しては、総合的に判断し現時点では導入の予定しないが、職員の能力開発・育成及び処遇の適正化に有効であると考えられるため、H28年度から導入した自己評価と上司評価をベースに、管理職が中心となった個別面談を継続していく。

引き続き、H30年度の実施に向けて、H29年度の結果を踏まえて、評価項目ならびに面談方法や内容等に検討を加えていく。

⑩サービス評価の実施

利用者はその人らしい生活を実現するためにニーズを満たすサービスの提供がある施設やサービス提供者を選べる時代となり、一方、施設やサービス提供者には利用者一人ひとりのニーズを満たすサービスの提供や福祉事業の経営が求められるとともに、利用者一人一人の豊かな生活を実現する質の高いサービスの提供が求められる。

この実現のために、良質かつ適切な福祉サービスを提供するように努めなければならない。当法人で提供されているサービスに対する評価の実施とその

継続的な取り組みを行うことにより、さらなるサービスの向上を目指すことが重要であり、H29年度に実施できなかった自己評価をH30年度はプロジェクトチームを作り取り組んでいく。

⑪各地域生活支援事業の充実

当法人が行っている生活介護事業、短期入所事業、居宅介護事業、共同生活援助事業などの地域生活支援事業を利用している利用者数は、施設入所利用者数より多い状況であり、今後は特に在宅生活者らのニーズが高まるのは必然の状況にある。

各利用者のニーズに応じ、相談支援を柱として、家族支援も含め、ケースマネジメントによるトータルな支援により地域生活を円滑に送ることができるように努めていく。

同時に、各事業の質の向上はもとより、求めに応じ各事業の拡大を目指していきたいと考えており、その中でも、引き続き相談支援事業所の開設とグループホームの展開に関して検討を加える。

事業的には、生活介護事業は欠員の補充と居宅介護事業はサービス提供時間の増大に取り組んでいく。

⑫施設の老朽化対策

当施設も開設から約33年を経過し建物及び設備など様々な面において老朽化が目立ってきており、必要な定期点検の実施および支障が生じる度に対応を実施している。

近年はスプリンクラー設置、ボイラー交換、外壁改修等の大規模修繕が実施されているが、優先順位を考え、少なくとも向こう10年間は使用するための体制を整えるばかりではなく、加えて、これからますます入所利用者の加齢にともなう身体機能の低下にともなうリスクならびにそれに対応する職員の支援面において、ハード面の対応に迫られるものと思われ、ここ数年の内に改修ならびに建て替えの具体的な検討を行っていく。

⑬法人ホームページの再編

社会福祉法等の一部改正にともない、社会福祉法人制度改革における事業運営の透明性の向上に対して、ホームページを活用し国民一般に情報を公表し、運営の透明性を確保することを目指し、また、ホームページにおいて当法人事業等を広く発信することで、地域社会との双方向の関係性を形成することは、地域からの信頼が得られ、さらには今後の福祉人材や利用者の確保の道につながることを期待し、H29年度は法人ホームページの再編に着手している。

H30年度は内容の充実をさらに進めていく。

⑭虐待防止委員会の運営

H30年度は利用者の安全保障と人権擁護の観点から、適正で健全な支援が

提供され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、H29年度より取り組んでいる規程等を整備し、早期に虐待防止委員会を設置し、虐待防止体制に取り組んでいく。

⑮防犯対策の徹底

神奈川県相模原市の障害者支援施設で発生した入所者殺傷事件は、障害者施設の利用者及び関係者に大きな衝撃を与えた。

今回の事件により、障害福祉サービスの分野でも防犯上の備えや意識を常に心がける時代になったことが浮き彫りになった。

地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることを目指しながら、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図ることを目指し、H30年度はH29年度より取り組んでいる防犯マニュアル等を整備し、不審者の侵入防止と利用者の安全確保のための具体的な対策を早期に講じていく。

⑯災害対策の徹底

東日本大震災や熊本地震、一昨年台風10号に伴う暴風及び豪雨等を受けて非常災害時における対応について、要配慮利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底に引き続き努めなければならない。

水害および土砂災害に関しては、ハザードマップの確認結果、災害等指定地域に非該当である。

火災、地震等の各災害に対しては、被災の可能性が十分に考えられる為、避難確保計画（非常災害対策計画）の早期再編に努め、同時に避難訓練を過去の実施結果をしっかりとフィードバックし、継続した実施に取り組んでいく。

2. 障害者支援施設 「石山センター」

(1) はじめに

入所利用者は日中の活動を含め、生涯を通じた生活の場であることを常に念頭に置くことが重要である。

利用者が健康で豊かな生活を送れるように、また、安心して、安定して、安全に生活できるように、利用者主体のサービスの提供に努力する。

そのためには、一人ひとりの障がいを個性と捉え、一人ひとりの障がいの特性を理解すると共に一人ひとりの障がいに応じた、人権に配慮したサービスを提供する。

特に、利用者の安全保障と人権擁護の観点から、適正で健全な支援が提供され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないような体制を構築していく。

(2) 事業

①入所支援

障害者支援施設 施設入所支援・生活介護 石山センター

定員 30 名／現員 30 名 (H30.3.31 現在)

②在宅支援

短期入所事業 障害者支援施設 石山センター

定員 2 名

(3) 事業計画

①利用者の安全・安心の保障

H29 年度は近年に比べて多くの怪我や事故が発生している。

その要因として、加齢にともなう老化等の利用者自身の問題や物理的な環境の問題、専門性を始めとした職員個々の問題、勤務や業務ならびに職員配置等の職員体制の問題等々の相互関係が挙げられる。

H30 年度はこれらの要因をさらに深く分析し、軽度は勿論のこと、生命に係わる重篤な怪我や事故に発展しないように、しっかりとした対策を取っていく。

特に、夜間から早朝にかけての時間帯における勤務ならびに業務や職員配置等の職員体制に修正を加えていく。

②家族の高齢化への対応

利用者の加齢に加えて、家族の高齢化問題が顕著に現れてきており、家族自身や家庭環境の変化の把握ならびに家族とのコミュニケーションの取り方や対応の工夫の必要性が生じている。

H29年度は親亡き後の当人の受け入れ、当人亡き後の対応等々の再確認を行っており、H30年度以降は状況に応じて修正を加えていく。

③個別支援計画の見直し

利用者及び家族の意向を踏まえることを前提に、利用者ができないことや問題行動ばかりに着目するのではなく、エンパワメント支援、本人中心主義、ストレングスモデル及びICFの視点など、従来からの社会福祉援助技術とその考え方を改めて学びながら、個別支援計画を見直していく。

今後は根拠に基づくアセスメントのもと、利用者一人ひとりの障害特性や個別性に基づく支援計画を策定すると共に、PDCAサイクルを効果的に機能させQOLの向上に結びつく様に取り組む。

H29年度に取り組みができなかった、アセスメント・支援計画・モニタリングの各様式をH30年度は見直しに着手し、サービス利用計画書との整合性を担保し、PDCAサイクルを明確に位置付け、機能させる仕組みを構築し、根拠に基づく支援の徹底に向けて取り組んでいく。

④意志決定支援の取組

利用者支援に携わる福祉職としての専門性の核心は権利擁護である。

支援者として行う権利擁護は利用者の側に立ち、利用者の心に寄り添い、利用者の心の声をしっかり受け止め、それを他者や社会に対して代弁する活動に他ならない。

本人及び家族への十分な説明のもとに利用者支援を提供していくとともに、人としての尊厳を大切にするための意志決定支援にも引き続き力を注いでいく。

⑤職員の専門性の向上

利用者の多くは重度の知的障害のある自閉症者で行動障害が認められている。

自閉症を中心とした行動障害を有する人たちへの支援のスタンダードが確立しつつあり、強度行動障害支援者養成研修及び行動援護研修で学ぶことが可能である。

当施設においても、重度障害者支援加算（Ⅱ）の算定目的のみならず改めて自閉症及び強度行動障害の理解と対応等を学び、その理念とアイデアを日常の支援に活かすことにより、職員の専門性の向上とそれが虐待防止と権利擁護に通じることを踏まえて、引き続き積極的に研修受講を進めていく。

⑥健康管理の徹底

利用者の高齢化問題に付随して、健康管理の徹底が上げられる。

特に、自分の身体の変化（不調）を適切に伝えることが難しい多くの重度の利用者に対して、異常の早期発見と予防的対応が重要となり、その為には日々の観察と標準化された検査を継続して実施していく。

H29年度は年二回実施している健康診断の内容に検討を加え、大腸癌検査を実施しており、H30年度も継続していく。

⑦食事における個別配慮

利用者の高齢化にともなう咀嚼や嚥下等の機能低下や口腔内の状態悪化によるリスク増加に対して、改めて個々の利用者の状態把握にともなう個別配慮を一步進めることが重要になってきている。

また、糖尿病等の疾患に対する個別配慮も見られてきている。

これらに対して、H30年度は管理栄養士が中心となって、調理員や看護師、支援員等の連携のもと、食事は生活の質（QOL）にとって大きな割合を示すことを念頭に置き、摂食状況や失病に適した食事提供や食事支援の在り方、自助具や福祉用具の導入等に検討を加えていく。

⑧社会参加の促進

H30年度も引き続き、個々のニーズに基づいて全体ならびに目的別グループや個別にグルーピングして行事や外出等の社会参加の機会を計画的に企画し、提供していく。

生活施設とすることを念頭に置き、利用者にメリハリのある生活環境を提供していくとともに地域資源の活用や地域社会との交流も継続して取り組んでいく。

全体行事としての石山祭・日帰り旅行・クリスマスパーティーなども継続して実施していくが、利用者や家族の声に耳を傾け反映させていく。

特に、社会見学に関してはH29年度の結果(入所と通所を分け、入所は全体として3グループに分かれて実施)を踏まえて、H30年度の枠組みを考えていく。

3 生活介護事業所 「いしやま」

(1) はじめに

生活介護事業所いしやまの利用者の多くは、合わせて、当法人の短期入所、居宅介護、共同生活援助などのサービスを利用しており、包括的にサービスをマネジメント（サービス利用計画書）し提供されており、特に地域で生活している重度者に対しては非常に有効的な強みであり、今後もこれを最大限に活かしていく。

(2) 事業

生活介護事業 生活介護事業所 いしやま
定員 38名／現員 34名（H30.3.31 現在）
いしやまⅠ 15名
いしやまⅡ 19名

(3) 事業計画

①いしやまⅠとⅡの統合

旧法において、いしやまⅠは通所部として石山、いしやまⅡは通所分場として中の島に位置しており、それぞれが独立していた。

現在は新法となり、生活介護事業所として双方が石山に位置しており、指上はいしやまとなっているが、旧法の流れもあり、実際の支援においてはいしやまⅠといしやまⅡに分離している。

将来的な面を考えると、いしやまⅠといしやまⅡを統合することで、組織的にもより効率的、有効的にサービスを提供できるものと考えている。

統合の為には多くの課題を抱えているが、統合に向けて取り組んでいくこととする。

②利用者に対するケースマネジメントの強化

当法人が行っている生活介護事業、短期入所事業、居宅介護事業、共同生活援助事業などの地域生活の為の支援事業を利用している利用者数は、施設入所利用者数より多い状況である。

各利用者のニーズに応じ、相談支援を柱として、家族支援も含め、ケースマネジメントによるトータルな支援により地域生活を円滑に送ることができるよう努めていく。

③ニーズに応じた事業展開の検討

利用者及び家族の求めに応じ各事業の拡大を目指していきたいと考えており、その中でも、各利用者に対するサービスの中立性及び公平性を担保し、

サービス利用計画書の作成にあたる相談支援事業所の開設と家庭以外の生活の場としてのグループホームの展開に関して継続して検討を加えていく。

④日中活動の充実

事業所は重度の障害のある人たちが集い、仲間と一緒に充実した時間を過ごす為の貴重な場であり、活動センター的な役割となっている。

活動に関しての集団性は否定できず、ニーズの最大公約数となるが、個々のニーズを踏まえた多領域に渡る活動を提供することが重要であり、活動の多様性と内容の充実が望まれる。

より個別のニーズに対しては補完的にフルネス利用を視野に入れていく。

⑤送迎問題の再考

利用者が少しでも長く、安心して利用するための課題の一つとして送迎が挙げられており、今まで以上に利用者自身の身体的問題や家族の負担等にも目を向けていかなければならないと考えている。

現在は事業所と真駒内駅および藤野生協の両拠点間において、来所・退所時の送迎を実施しているが、今後は実施拡大等に関しては多くの課題を抱えるが、家族のニーズは高く、家族が事業所を選ぶ、利用を続けるための大きな要因となっていることを再認識し、H30年度はさらに一步踏み込んで再考していく。

⑥利用者の確保

今年度は欠員が4名となっており、昨今の特別支援教育において就労に向けた取り組みが強化され、当人や保護者の意識も昔に比べて様変わりし、同時に、学校の取り組みならびに働きかけもあり、卒後の進路は大半が就労系の事業所を希望しており、生活介護の希望者は強度行動障害を示すなどかなり重度の生徒となっている。

当生活介護利用者の多くが重度の自閉症であり、受け入れに際しては限られた環境において、対人関係等に細心の注意を払わなければならないが、安定的な事業運営を考えると新利用者の確保に向けて取り組んでいくことが必要となり、生活介護対象者の現状の把握と特別支援学校からの実習生の受け入れ、卒業生の受け入れをより積極的に働きかけていく。

同時に、現在の利用者に対して、満足、安心して利用を継続できるように、各利用者及び家族のニーズを踏まえたサービスの提供に努めていく。

4. 居宅介護事業所 「フルネス」

(1) はじめに

現在、障害福祉サービスの行動援護と地域生活支援事業の移動支援を主に提供している。

利用者の多くは当法人の利用者（生活介護いしやま・GHるあーな）であり、社会参加に対する個々のニーズも高く、地域生活を送る上で当人及び家族にとって貴重なサービスとなっている。

また、当該生活介護・GHのサービスに対する補完的な役割も果たしている。

(2) 事業

居宅介護事業 居宅介護事業所フルネス

契約者 36 名 (H30.3.31 現在)

障害福祉サービス 行動援護 契約者 20 名

地域生活支援事業 移動支援 契約者 16 名

(3) 事業計画

①サービス提供責任者の交代

H29年度はサービス提供責任が地域支援課課長としての業務に影響を受け、過去の年度に比べて稼働時間の大幅な減少が生じており、結果的に事業所全体としての収入減につながっている。

H30年度は現在のサービス提供責任者を地域支援課業務に専念させるため、新たなサービス提供責任者を配置する。

②ヘルパーの確保

外部ヘルパーに関しては、現在の登録者4名の高齢化及び稼働可能時間の制約を考えると、新たな登録者の確保が望まれ、より積極的な求人活動を行っていく。

また、内部ヘルパー（法人職員有資格者）に関しては、より専門性を要する重度の利用者に対するサービスにおいて有効性が発揮され、当人及び家族の安心感につながっており、ニーズも高いことから継続して協力を求めている、スタッフの拡大を図っていく。

③現利用者に対するサービスの開拓と拡大

現在、事業所として提供することができるサービス量を考え、当法人の利用者を中心としてサービスを提供している。

当事業所の地域資源のひとつとしての役割を理解しつつも、継続して優先

的に当法人の利用者が地域生活を送る上で必要なサービスを個々のニーズに合わせて提供していく。

また、ヘルパーの動向に応じて、潜在的なニーズを顕在化させる等のニーズの開拓を行っていき、サービス提供時間の拡大を図っていく。

④他部所との連携の強化

当法人の利用者が中心の為、その多くが日中活動は当法人の生活介護いしやまおよびGHRのあーなを利用しており、双方で得られた情報を各事業所間で伝達、共有し、それぞれのサービスに活かしていく。

⑤ヘルパーの専門性の向上

行動援護は移動支援に比べて報酬単価が高く、現在、契約者の半数以上を占めている。

重度の利用者が対象となる為、高い専門性が要求され、今後も継続して行動援護のサービスを提供する為に、すでにヘルパーに関して行動援護従事者養成研修を受講済みであり、より高い専門性を身に付けることができたと思われるが、さらに専門性の向上に向けた取り組みを進めていく。

5. グループホーム 「るあーな」

(1) はじめに

世話人二名体制ならびに夜間支援体制（宿直者の配置）の維持により、24時間365日の切れ目のないきめ細やかな支援体制を維持する。

また、本体施設石山センターと近い距離に位置し、いつでも必要な支援をタイムリーに提供することができ、利用者及び家族の安心につながっている。

今後、事業的な展開を考えると、一部利用者の高齢化対策が重要な要素になるものと思われる。

(2) 事業

共同生活援助事業 グループホームるあーな
定員7名／現員7名（H30.3.31現在）

(3) 事業計画

①旧ケアホームなかのしまから継続した利用者の雇用の維持

利用者3名の年齢は63歳、52歳、49歳となっており、加齢にともなう老化の問題が徐々に感じられ始めている。

現在、2名が就労しており、日中活動の場としてまた現在の生活の生計の維持の為に、就労の維持は不可欠となっており、その為には継続した就労支援、特に職場調整を行っていく。

また、1名がH29年度に事情により職場を退職しており、求職活動中であり、現在は生活介護事業所いしやまを利用し、就職に向けた支援を受けおり、H30年度内の再就職を目指していく。

②グループホームるあーなからの新利用者の生活の安定維持

新利用者4名共に障害程度は重度の分類に属し、新しい生活、環境にも慣れ、落ち着いた生活を送ることができており、生活の場所としての役割に加えて、日中活動の場所とし生活介護事業所いしやま、社会参加として居宅介護事業所フルネスを包括的に利用した生活を送っている。

生活上において、GH内における余暇の充実に向けた、余暇支援が重要になっている。

また、生活支援員及び宿直者はいしやま職員が兼務することで、統一、継続した支援を専門的に提供しており、この有効性を今後も継続して行っていく。

③利用者の健康維持

入所利用者と同様に、生活の場であることを踏まえると、健康管理の徹底

があげられる。特に、自分の身体の変化（不調）を適切に伝えることが難しい利用者に対して、異常の早期発見と予防的対応が重要となり、その為には日々の観察と標準化された検査の実施が重要となる。

今後も定期的な体重測定や健康診断、インフルエンザ予防接種等に加えて、個々のニーズに応じたバイタル測定等の実施を継続して行っていく。

また、家族はもとより、本体施設石山センターの看護師との連携のもと、医療的な相談や必要に応じた対応の実施も継続して行っていく。

④付加的な機能の継続検討

現在、一部屋が空き部屋として存在し、有効活用として一名の定員増や短期入所、体験利用としての活用が考えられるが、実施に際しては支援体制等の多くの課題が考えられる。

現在は利用者の生活及び支援を最優先して考えているが、この点についても継続して検討を加えていく。